

組合加入を勧めよう 春の声かけアクション

県教組では、4月から5月末まで、組合のPRと組合への加入を勧めることを目的として、各分会で「春の声かけアクション」にとりくみます。

私たち県教組は、これまで、県や教育委員会に対して教職員の待遇改善や教育環境の充実等を要求し、交渉や協議を通じて多くの改善を実現してきました。しかし、未だに学校現場では、教職員の待遇をはじめとする諸課題が山積しており、課題解決に向けて一層のとりくみが求められています。

数は力です。仲間が多ければ多いほど、県や教育委員会等に私たちの声が届き、更なる要求の実現が図れます。

下記の通り、採用1～3年目までの教職員の皆さんあてに県教組PRグッズを分会発送します。分会で、対象の教職員の方に手渡ししてください。手渡しすることが組織拡大の第一歩です。

県教組PRグッズの発送予定

4/12分会発送

アクションI (新採用者対象)

4/25分会発送

アクションII (採用2～3年目の教職員対象)



2023年度 教員採用試験対策講座 参加者募集中(参加費：無料)

開催日と主な講座内容

- 1回目(4月15日) 採用試験を受けるにあたって
- 2回目(6月3日) 個人面接のポイント①、面接練習①
- 3回目(6月24日) 個人面接のポイント②、面接練習②
- 4回目(7月22日) 集団面接のポイント、集団面接練習

※講座時間は、各回とも 14:00～16:15

対象者：公立学校に勤務している臨時採用教員(定員30名)

会場：群馬県教育会館3F(前橋市大手町3-1-10)

申し込み方法：QRコード、または、申込用紙による申し込み。

締め切り：5月22日(月)

受講要件：2回目の講座受講からは組合員限定となります。組合未加入の方が2回目以降の講座を受講する場合は、組合加入手続きが必要となります。(臨時採用者の組合費は月額1,000円です)



申し込み QRコード

広くご利用いただいている (有)ゆうゆう共済の事業!

印刷・出力

データ作成から出力まで、ニーズ(各種様式)にお応えします。

- 看板・ポスター・横断幕
- ちらし
- 名刺
- 封筒印刷



その他

- 図書カード
- ミシンの修理
- 学習帳
- スマートスクール商品
- 図書館ソフト
- 顕微鏡の掃除 etc..

大きなモノから小さなコトまで、なんでもご相談ください!

お問い合わせ (有)ゆうゆう共済

TEL.027-235-5757 / FAX.027-235-8200

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。

〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称【イデコ】

iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。

老後のために、
いままでも、こと。イデコ!

iDeCoは3つの税制優遇

掛金全額所得控除

運用益も
非課税で再投資

受け取るときも
大きな控除



iDeCo普及推進キャラクター
イデコちゃん

〈中央ろうきん〉は、シンプルかつ低コストの商品ラインアップで
長期的な運用をサポート!

iDeCoの制度内容や運用商品
ラインアップ等は〈中央ろうきん〉の
「iDeCoご案内サイト」をチェック!



〈中央ろうきん〉へ取次ぎをご希望の方は組合事務所まで

iDeCoの詳細については

〈中央ろうきん〉群馬県内各支店へお問い合わせください。



発行所
前橋市大手町3の1の10
(教育会館)
電話(027)231-1151(代)
群馬県教職員組合



群馬県教職員組合HP
http://gtunet.com

本郷たかあき 当選!!

—第20回統一地方選挙(県議会議員選挙)—

県教組の組織内候補「本郷たかあき」さんが、県議会議員選挙で当選しました。

3月31日(金)告示、4月9日(日)投開票の日程で行われた、群馬県議会議員選挙の前橋市選挙区において、県教組出身の「本郷たかあき」さんが10,279票を獲得し、三度目の当選を果たしました。9日の夜、事務所集まった支持者とともに、当選を確認し喜びを分かち合いました。



「本郷たかあき」さんは、2015年の県議会議員選挙に初当選して以来、学校現場の多忙化解消や教職員の増員などの課題に初質問からとりくんできました。12月には、コロナ禍で負担が重くなった養護教員の勤務状況を改善する質問も行っています。また、不登校や児童虐待などの問題の解決をめざしたとりくみも続けてきました。学校現場や教職員・子どもたちの課題にまっすぐとりくむ県議会議員「本郷たかあき」が、これまで以上に活躍するよう期待しています。

県教組の推薦候補は全員当選!

今回の県議会議員選挙において県教組が推薦した候補者は、全員が当選しました。

桐生市選挙区	井田 恭彦	3期目	前橋市選挙区	本郷たかあき	3期目
太田市選挙区	あべ ともよ	5期目	渋川市選挙区	金子 わたる	4期目
伊勢崎市選挙区	加賀谷 富士子	3期目	高崎市選挙区	鈴木 あつこ	2期目

組合加入はスマートフォンインターネットからも! 仲間の声を広げよう! 組合加入はこちら→



長時間勤務解消・教員不足解消のためには 給特法の廃止・抜本的見直しが必要です

岸田首相は、教職員の処遇改善については、今春に公表する文科省による勤務実態調査の速報値を踏まえ、6月の経済財政運営の指針『骨太方針』に方向性を示すとしています。政府や文科省では、給特法の枠組みを維持し、調整額の見直し等を優先する意見が挙げられていますが、県教組は日教組とともに、給特法の廃止・抜本的な見直しを求めています。

「給特法」(きゅうとくほう)とは

・公立学校の教員の給与について定めた法律で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称。1971年に制定された。時間外勤務を命じる場合の「限定4項目」、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに給与月額額の4%を支給することを定めている。

給特法の問題点 I 「労働基準法の考え方とのずれ」

(1) 残業がないことを前提に制定された給特法

正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務・休日勤務を命じないとした上で、時間外勤務を命じる場合は、①限定4項目 かつ②臨時または緊急のやむを得ない必要がある時に限る。

- イ 校外学習その他生徒の実習に関する業務
- ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれているものをいう)に関する業務
- ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務

「教育職員に対し時間外勤務を命じる場合に関する規定」(昭和46年文部省訓令第28号)

「公立の義務教育諸学校の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」(平成15年政令484号)

- ① 教員に超過勤務を命ずることはできない(だから残業は存在しない)
(給特法制定当時の教員の超過勤務は1週間で平均1時間48分:ほぼ定時に帰っていた!)
「昭和41(1966)年度教員勤務状況調査」
- ② 限定4項目のみ超過勤務を命ずることができる→4項目以外は自主的・自発的行為
(命令できない)
※教員が勤務時間外に行っている仕事はほとんど自主的・自発的行為となっている
- ③ 「限定4項目以外の時間外勤務は自主的・自発的行為であり、勤務時間管理の必要はない」という誤った認識
→その結果:勤務時間管理の必要性の認識を希薄化させ、長時間労働の歯止めにならなかった。

(2) 無定量な時間外労働が常態化

- ① 現状:小学校では、授業以外のほとんどの業務は、勤務時間外にしかできない。
中学・高校の部活動は、教員の休憩時間や勤務時間を考慮せずに設定されており、異議を唱えても「しかたない」で済まされてしまう。
- ② 給特法が改正されても、在校等時間=「労働時間」ではないため、長時間労働については公務災害の認定も認められにくい。

「提言 R5」の具現化を 教育長も期待!



県教組本部役員は、3月27日(水)、平田郁美教育長を訪ね、意見交換を行いました。まず、昨年末に県教委から出された「提言 R5」について話題にしました。教育長は「学校人事課がヒアリングをして各学校が形を変えて継続しているものや縮小しているものを調査しその結果をもとに作成したものが『提言 R5』。縮小・削減を提案したものはもちろん意味があるものだと思うが、とにかく学校は忙しく時間に余裕がない。時間に余裕ができれば子どもたちと向き合う時間が増える。時間に余裕ができれば人に頼ることもでき他機関につながることもできる。『提言 R5』は子どもたちのためになることと考えている。」と述べました。

県教組からは「現場では時間に余裕がなく読書もできない。『提言 R5』の内容が実行されることにより自己研鑽をする余裕も持てる。」などの、現場の声を伝えました。

また、教員不足の問題については、「このような大変な時代に教員をめざそうという若者がいるということはありがたいこと。今は転職が普通に行われる時代。今の若い人は自分からなかなか声をあげられず一人で悩んでいることもある。ベテランの先生方がぜひ助けてほしい。」との考えを聞き、この日の意見交換を終えました。



群馬県人事委員会へ要求書を提出



4月5日に群馬県人事委員会への交渉を行い、県職員の賃金や勤務条件等に関わる要求書を提出してきました。組合側から「春闘期の段階での基本的な考え方を聞かせていただくとともに、日夜奮闘している組合員が希望ややりがいを持って働けるような適正な勧告をお願いしたい。」と全体の要請をしました。

県教組からは再任用制度について「制度ができたときと現在の社会状況は違っている。現状ではモチベーションが保てず再任用期間を残して退職する人が増えている。それが教員不足の一員でもある。」と訴えました。

県職連委員長からも学校現場の働き方について「時間外労働の実態は今や社会的な問題になっている。学校の衰退は地域の衰退となるので、課題解決に向けて適正な方向性を示してもらいたい。」と重ねて要請しました。



主な要求事項

- 物価上昇分を職員の生活改善に反映するため、基本給・諸手当・一時金の引上げをすること。
- 教育公務員特例法の趣旨を十分に踏まえ、教職員不足の解消、人材の流失防止、教育水準の維持・向上の観点から、適正な水準を確保し、改善すること。
- 再任用職員の給与制度について、諸手当を含めた全体的な見直しをすること。
- 学校事務職員の採用年齢制限を撤廃すること。
- 臨時教職員確保のため実際の業務に見合った待遇にすること。

実情や意思が尊重された人事異動の実現を求めて 「年度末人事異動についての申し入れ」を提出

県教組は3月28日に人事対策委員会を開催して、2022年度末人事異動のとりくみの総括をおこないました。県教組本部と支部で連携しながら、組合員個々の実情や意思が尊重された納得のいく人事異動の実現を求めてきた結果、多くの組合員について実情や希望に沿った人事異動を実現することができました。しかし、一方で、「子育て世代の遠距離通勤」や「不十分なヒアリング」などの課題があったことを確認しました。

人事対策委員会の総括の内容を受け、3月30日に、「2022年度末人事異動についての申し入れ書」を県教委に提出し、年度末人事異動の課題を伝えるとともに、改善を求めました。

主な申し入れ内容

- 職員とのヒアリングを丁寧に行い、職員の生活状況などに十分配慮した具申をするよう、校長を指導すること。
- 本人の実情を十分に考慮するとともに、女性活躍推進法及び次世代育成推進対策法に基づく「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」や市町村の事業主行動計画をふまえた配慮を行うこと。
- 校種が変わる異動や、留任を希望する教職員に異動を求める場合、また、異動により生活圏が大きく変わる場合には、早期に打診を行い、本人の納得が得られるよう努めること。